

## 社会福祉法人清水町社会福祉協議会 ひとり親家庭高校入学支度金交付要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人清水町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、予算の範囲内において、児童が高校等に入学するにあたり、入学支度金（以下、支度金）を交付することとし、以てひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、児童の福祉向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ひとり親家庭」とは、清水町に居住し、支度金の請求時点において、清水町から児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定に基づき、児童扶養手当を受給している者をいう。
- (2) 「高校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校及び社協会長がこれに準ずると認めた学校とする。

### (財源)

第3条 支度金の財源は、社協ひとり親等支援基金を充てるものとする。

### (交付対象要件)

第4条 現に扶養している児童が、第2条2号に掲げる学校に入学するひとり親家庭で、入学式の日、清水町内に住所を有していること。

### (支度金の額)

第5条 支度金の額は、次の号によるものとする

- (1) 児童1人につき50,000円とし、1回限りとする。

### (申請)

第6条 支度金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に係る書類を添えて、社協会長へ提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

- ア ひとり親家庭高校入学支度金交付申請書（様式第1号）
- イ 高校の合格を証する書面（以下「合格通知書」という。）の写し
- ウ 児童扶養手当証書の写し
- エ 申請者の運転免許証、健康保険証等本人確認ができるものの写し

2 前項の申請は、高校からの合格通知の日から起算して6か月を経過する日までに行わなければならない。

### (交付決定の通知)

第7条 社協会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、交付を決定した場合は、ひとり親家庭高校入学支度金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付方法)

第8条 支度金は、申請者の申し出た金融機関に、口座振替の方法により支払うものとする。

2 支度金は、交付の決定をした日から30日以内に支払うものとする。

(支度金の返還)

第9条 社協会長は、申請者が偽りその他不正な手段により、支度金を受給したとき、又は支度金の受給後に給付資格者でないこと等が判明したときは、既に交付した支度金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、社協会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

ひとり親家庭高校入学支度金交付申請書

令和 年 月 日

清水町社会福祉協議会  
会 長 様

住 所

氏 名

印

ひとり親家庭高校入学支度金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
高校へ入学する者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	入学（予定）学校名	
	入学（予定）年月日	

(支度金振込先口座)

振込先	金融機関		科目	普通・当座
金融機関	支店名		口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

様式第2号

ひとり親家庭高校入学支度金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

清水町社会福祉協議会  
会 長 印

年 月 日付けで申請がありましたひとり親家庭高校入学支度金交付申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定額 円

(支度金振込先口座)

振込先	金融機関		科 目	普通・当座
金融機関	支店名		口座番号	
	フリガナ 口座名義人			
振込日	年 月 日			

備考

※ この支度金交付申請に関し、虚偽の申請をした場合は、支度金を返還していただきます。

- ※ R7のみ4月1日以降の申請支給、  
R8からは1月には私立校合格通知あり、例えば、1/28に申請すれば2月中に交付となる。